

2025年（令和7年）4月1日
環 境 部 長 決 裁

福山市ふれあい収集実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物（以下「ごみ」という。）を自ら集積場所まで持ち出すことが困難である高齢者、障がい者等に対し、直営による無償の戸別収集を行い、併せて、声かけ等による安否確認を行う福山市ふれあい収集（以下「ふれあい収集」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 ふれあい収集で収集するごみとは、福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成5年条例第33号）第2条第1号に定める家庭系の固形状一般廃棄物のうち、別表1に掲げるものとする。

（対象世帯）

第3条 ふれあい収集の対象となる世帯は、市内に住所を有する世帯のうち、次に掲げる世帯とする。ただし、既に介護保険及び障がい福祉又はその他福祉サービス等によりごみ出し支援を受けている世帯は、この限りでない。

(1) 近隣の親族や住民等からの協力を得ることができず、ごみを自ら集積場所まで持ち出すことが困難な単身世帯のうち、世帯主が次のアからオまでのいずれかに該当する世帯

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている65歳以上の者で、要介護状態区分が要介護1以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障がい者手帳を取得している者で、障がいの程度が下肢及び体幹機能障がいは3級以上、その他については2級以上の者

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳を取得している者で、広島県が定める療育手帳の程度区分が㊸以上に該当する者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障がい者保健福祉手帳を取得している者で、障がい等級の1級に該当する者

オ その他市長が認める者

- (2) 近隣の親族や住民等からの協力を得ることができず、ごみを自ら集積場所まで持ち出すことが困難な世帯であって、世帯に属する者全員が、前号アからオまでのいずれかに該当する者など市長が特に必要があると認める世帯

(申請)

第4条 ふれあい収集を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市ふれあい収集認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請者は、申請書の添付書類として次の書類のうち、いずれかを提出しなければならない。

- (1) 介護保険被保険者証の写し
- (2) 身体障がい者手帳の写し
- (3) 療育手帳の写し
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の写し
- (5) その他ごみ出しが困難であることを証明できる書類の写し

(訪問面談及び認定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、世帯の状況やごみの収集場所、安否確認等に関する調査を行うため、申請者宅での訪問面談を行うものとする。

2 前項の訪問面談後、事業利用の可否を認定したときは、福山市ふれあい収集利用認定通知書（様式第2号）又は不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(ごみの排出方法)

第6条 ごみの排出方法は、ふれあい収集の利用の認定を受けた者（以下「利用者」という。）が、前条の訪問面談で合意した収集曜日、時間及び場所にごみを出すものとする。

2 申請者が集合住宅に居住している場合は、申請者又は契約者が集合住宅の管理者等と協議し、同意を得た場合に限り、玄関先をごみの排出場所として指定することができる。

3 前項の管理者等から同意が得られない場合は、ごみの排出場所は玄関内とする。

(安否確認)

第7条 市長は、ごみの収集時において、ごみの収集を担当する者（以下「収集担当者」という。）の声かけにより、利用者の安否確認を行うものとする。

2 応答が困難な利用者は、声かけによる安否確認を辞退することができる。

- 3 安否確認の要否については、第5条第1項に規定する訪問面談で確認するものとする。
- 4 市長は、声かけによる安否確認を辞退した利用者において、定めた日時、場所に3回続けてごみが出されていない場合は、関係者に安否確認を行うものとする。ただし、ごみの収集時において、収集担当者が異常と判断した場合は、ごみが出されていない回数によらず、次条に定める緊急時の対応をとるものとする。

(緊急時の対応)

- 第8条 収集担当者は、ごみの収集時において、利用者が声かけに応じない等の異常を確認したときは、直ちに収集担当者の所属部署又は関係部署に報告するものとする。
- 2 前項に規定する報告を受けた収集担当者の所属部署又は関係部署は、直ちに、申請書に記載された緊急連絡先及び関係機関に情報の提供を行うものとする。

(現況確認)

- 第9条 介護保険被保険者証等の認定期間が定められているものの写しを添付書類として提出している利用者は、添付書類の内容が更新されたときは、更新されたものの写し及び福山市ふれあい収集現況届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する届出があったときは、利用者の現況について確認を行うものとする。
 - 3 確認の結果、利用者が第3条各号の要件に該当すると認められる場合は、ふれあい収集を継続して利用できるものとする。
 - 4 市長は、認定期間が定められていないものの写しを添付書類として提出している利用者について、生活及び身体等の状況を継続して把握するため、利用者への声かけその他必要な措置を講じるものとする。

(報告)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、又は生じると見込まれるときは、利用者は、その旨を市長に報告しなければならない。
- (1) 入院等により、ふれあい収集の利用を休止するとき。
 - (2) 介護の日程に変更が生じるなど、諸般の事情により収集曜日の変更を希望するとき。
 - (3) 声かけによる安否確認を行っている世帯で、収集日に不在とするとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい収集の実施に当たり必要と認められる事項に変更が生じたとき。

(収集の中止)

- 第11条 施設入所等によりふれあい収集の利用を中止するときは、利用者は、福山市ふれあい収集利用中止届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する届出があったときは、ふれあい収集の利用を中止するものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者からの届出によらず、ふれあい収集の利用を中止することができる。
- (1) 第3条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1号に規定する休止の報告がなく、次のアからウの全てが継続したとき。
- ア 1か月間ごみ出しがないこと。
- イ 申請書に記載された緊急連絡先と連絡が取れないこと。
- ウ その他生活実態が把握できない状態となっていること。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により、ふれあい収集の利用の認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 正当な理由なく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がふれあい収集を実施することが不適當であると認めるとき。
- 4 市長は、前項の規定により、ふれあい収集の利用を中止するときは、福山市ふれあい収集中止通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

収集するごみの種類

燃やせるごみ	紙くず、木くず、生ごみ、衣類・布類、プラスチック製の商品、汚れが落ちないプラスチック製容器包装、皮革類、灰等
容器包装プラスチックごみ	発泡スチロール、トレイ等のプラスチック製容器包装、ペットボトル容器
資源ごみ	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター等

紙類	新聞、雑誌、段ボール
不燃（破碎）ごみ	ガラス類、陶磁器類、小型家電その他不燃製品等
蛍光灯、使用済乾電池・充電式電池・充電式電池が取り外せない小型家電、ビデオテープ類、ライター類	蛍光灯、使用済乾電池、ボタン電池、充電式電池、電気シェーバーやハンディ扇風機、加熱式たばこなどの充電式電池が取り外せない小型家電、ビデオテープ、カセットテープ、使い捨てライター等